

令和 5 年 11 月 10 日 (金)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室 長 金田 博幸

室長補佐 田口 嘉久

(電話) 097 (536) 3215 内線 641

報道関係者 各位

大分県特定最低賃金を 12 月 25 日から改正します

大分労働局長（佐藤 広道）は、令和 5 年 10 月 25 日までに大分地方最低賃金審議会（会長 井田 雅貴）から答申がありました特定最低賃金の改正について、すべて答申のとおり改正することを決定しました。

改正する特定最低賃金は、令和 5 年 12 月 25 日に適用（統一発効）となります。

大分労働局は、大分県最低賃金（時間額 899 円 令和 5 年 10 月 6 日発効）と併せ、これら特定最低賃金の改正についても周知を図っていきます。

○ 鉄鋼業

1,053 円 (43 円引上げ)

〈令和 5 年 10 月 17 日〉

○ 非鉄金属製造業

1,005 円 (40 円引上げ)

〈令和 5 年 10 月 12 日〉

○ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

941 円 (45 円引上げ)

〈令和 5 年 10 月 16 日〉

○ 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

951 円 (35 円引上げ)

〈令和 5 年 10 月 25 日〉

○ 自動車（新車）小売業

942 円 (40 円引上げ)

〈令和 5 年 10 月 23 日〉

* 〈 〉 は答申日

[参考資料]

資料1 リーフレット（大分県最低賃金・特定最低賃金・業務改善助成金）

資料2 大分県の最低賃金（大分県最低賃金・特定最低賃金）の推移

大分県 特定最低賃金 資料1

効力発生日：令和5年12月25日

鉄鋼業

非鉄金属
製造業

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

自動車・同附属品製造業、
船舶製造・修理業、
船用機関製造業

自動車
(新車)小売業

1,053円 **1,005円** **941円** **951円** **942円**

※各種商品小売業については、令和5年10月6日より地域別最低賃金899円が適用されています

【適用除外】

次に掲げる適用除外者については、特定最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の

I.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

II.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

8月31日から開始

※申請期限：2024(令和6)年1月31日
(事業完了期限：2024(令和6)年2月28日)

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

業務改善助成金のお問い合わせ

TEL 0120-366-440

下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しするための相談窓口、
サポート体制はこちらを検索

下請中小 価格

検索

(経済産業省HPへ)

最低賃金特設サイト



大分県の価格転嫁の円滑化推進ページはこちら

大分県 円滑化

検索

(大分県HPへ)

事業主の
皆様へ
賃金引き上げ
特設ページを開設!

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。



大分県 最低賃金

令和5年
10月6日から
時間額

899円

前年比
45円
UP

最低賃金に関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署へ

大分労働基準監督署	☎ 097-535-1512
中津労働基準監督署	☎ 0979-22-2720
佐伯労働基準監督署	☎ 0972-22-3421
日田労働基準監督署	☎ 0973-22-6191
豊後大野労働基準監督署	☎ 0974-22-0153

大分県の最低賃金（地域別最低賃金・特定最低賃金）の推移

区分	年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		地域別最低賃金	時間額	677	694	715	737	762	790	792	822
	引上額	13	17	21	22	25	28	2	30	32	45
	引上率	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27
特定（産業別）最低賃金	年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
鉄鋼業	時間額	817	836	861	887	915	947	951	981	1,010	1,053
	引上額	16	19	25	26	28	32	4	30	29	43
	引上率	2.00	2.33	2.99	3.02	3.16	3.50	0.42	3.15	2.96	4.26
非鉄金属業	時間額	807	825	846	866	886	907	911	936	965	1,005
	引上額	14	18	21	20	20	21	4	25	29	40
	引上率	1.77	2.23	2.55	2.36	2.31	2.37	0.44	2.74	3.10	4.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額	735	749	764	784	807	832	835	864	896	941
	引上額	12	14	15	20	23	25	3	29	32	45
	引上率	1.66	1.90	2.00	2.62	2.93	3.10	0.36	3.47	3.70	5.02
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	時間額	785	798	813	833	853	875	878	894	916	951
	引上額	12	13	15	20	20	22	3	16	22	35
	引上率	1.55	1.66	1.88	2.46	2.40	2.58	0.34	1.82	2.46	3.82
各種小売業	時間額	704	714	716	改正なし						
	引上額	7	10	2	地域別最低賃金適用						
	引上率	1.00	1.42	0.28							
自動車（新車）小売業	時間額	747	762	780	799	821	844	848	872	902	942
	引上額	13	15	18	19	22	23	4	24	30	40
	引上率	1.77	2.01	2.36	2.44	2.75	2.80	0.47	2.83	3.44	4.43
業種単純平均	引上額	12.3	14.8	16.0	21.0	22.6	24.6	3.6	24.8	28.4	40.6
	引上率	1.63	1.92	2.01	2.58	2.71	2.87	0.41	2.80	3.13	4.34

(引上額：円) (引上率：%)